

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
26年 1月 5日

二〇二六年頭所感

新潟民商会長 野上 昇

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年は、道路陥没事故で顕著となった地下施設の老朽化、トランプ



関税に振り回された世界経済、政府の失政によるコモダゲ高騰、参院選での右派政党の躍進と自公半数割れからの自民維新連立、市街地まで降りてきた熊、世界的に極右と評価される高市内閣発足と日中軍事摩擦、社会がより悪い方向へと転換した一年のように思われます。

私たち中小業者の足元を見渡すと、一向に収まらない物価高と買い控えによる厳しい経営環境で苦しい話しか聞かれません。本業だけで生活できずアルバイトに頼らざるを得ない事業者が珍しくなくなっています。過去数十年の間に、より安い人件費を求めて発展途上国に技術を流出しながら国内経済を空洞化させ、国民の消費購買力を疲弊させてきた大企業の国際競争力も低下するに至りました。

政府は、先端技術の成長分野を育成するために官民投資を促すことにより、持続的な賃上げと中小企業の適正取引や生産性向上を支援するとしています。アベノミクスを継承するサナエノミクスにいまさら期待できますか？少子化もデフレも経済的な将来不安と可処分所得の不足が原因。コロナウイルスや野生動物が山奥から出てくるのは自然環境を破壊されたから。行き詰った義政者が自国第一主義を掲げ他国侵略を正当化しようとしている。移民や隣国を敵視し排外主義をおおる先にあるのは国粹主義への道。今やらなければならないことは、日々の生活を支える老朽化したインフラの維持保全と、経済覇権や領土紛争でない国際協調、食料自給率の向上、多様な価値観を尊重し金権腐敗のない政治、環境負荷の少ないエネルギー開発ではないでしょうか？そして格差と貧困を引き起こす不公平税制の是正。

消費税インボイスの2割特例が来年の9月で終了し、免税事業者からのみなし仕入れ消費税が段階的に廃止されようとしています。そもそも消費税は輸出事業者へ

日程

- ・ 1月 5日(月)・・・青旗びらき
- ・ 1月 8日(木)・・・常任理事会
- ・ 1月19日(月)・・・婦人部記帳会

の還付を目的とする大企業の政治献金への返礼金であり、まさに金権政治の申し子というべき税金なのです。

給与所得で最低65万円、年金所得で最低110万円を収入から差し引いて所得税を計算しますが、私たちの事業所得からは一円も引けません。さらに、昨年から税務調査が多くなり、きちんと計算している善良な業者にまで言いがかりを付けて追徴税を取ろうとしています。私たち中小業者は等しく不公平税制の被害者として多くの仲間を民商に迎え入れ、この悪政を告発する強大な世論を喚起していきたいと願っています。

新潟民商共済会理事長 本名 正喜

明けましておめでとう御座います。

昨年はアートホテルにて全支部に向けた共済会学習会を開催し、16支部43名の方に参加して頂きました。



「共済会学習会を開いた事が無い支部」や「自分が共済会に加入しているのかどうかも解らない」など、大勢の方が居られると思います。

共済会に加入する事で、「なぜ安心して仕事ができるのか」を各支部の会員の方に伝えて、伝えて、伝える様、取り組んでまいります。

今年も、新潟民商共済会を宜しくお願い致します。

新潟民商婦人部長 和合 通子

新年あけましておめでとうございませう。今年はいくつかの婦人部のみなさんと交流できるよう自主計算の学習をしたり、楽しいイベントを企画して婦人部を盛り上げていきたいと思っています。



みなさんのご協力をお願いいたします。

新潟民商青年部長 阿部 孝之

新年あけましておめでとうございませう。青年部一同、行動力と連携を大切にし、学習、交流ができる部会を開催していきます。



本年も健康と笑顔を大切に、どうぞよろしくお願い致します。



会員のお店で共済学習会開催 よりよい制度にするために仲間を増やそう

内野支部では5日、会員の店「成明茶楼」で共済会学習会を開催しました。

萱森支部長（古書販売業）より開会の挨拶が行なわれた後、各会員の最近の状況を交流、嬉しい話、悲しい話など多岐にわたり話が盛り上がりました。

学習会では「共済会Q & A」を中心に読み合わせを行いました。参加者からは、「結婚祝金」や、「長寿祝金」の質問がでました。「より良い共済制度にするためにも会員を増やそう」などの話や「大腸がん検診の受診者も増やそう」などの意欲のある意見が出されていました。学習の後は、食べきれない料理にみんな大満足。美味しい料理を食べながら時間が経つのも忘れ、参加者同士親睦を深めました。



北区・婦人部忘年会 開催

12月14日、北区の婦人部で松浜支部会員の韓国紅さんが経営する「すなっく楓」を会場に忘年会が開催され6名が参加しました。北東ブロック婦人部で開催する「クラフト教室」の講師を務める市橋さんも参加。当日に作る作品（クラフトテープのバッグ）を持参し、参加の呼びかけをすると、その場にいた全員が参加を決めました。今後もランチ会や学習会など婦人部が交流を持てる場を増やして輪を広げる活動を行なっていくことを確認しました。



シリーズ商売頑張る 掲載希望者随時募集中！

毎週発行の「赤粋ニュース」にあなたのことを掲載しませんか。商売のことを中心にお店のPRや民商の会員になったきっかけなど掲載します。投稿希望の場合は記事の他に写真もあわせて送付いただくようお願いします。

送り先メールアドレス

minsyo@gamma.ocn.ne.jp

※ 投稿する前に事務局ニュース担当まで連絡をお願いします。パソコンが使えない場合は事務局が取材に伺います。

「特定親族特別控除」
居住者と生計を一にする19歳～22歳の親族で合計所得金額が58万円～123万円の人がある場合に控除が受けられます。
控除額：最大63万（所得金額で変動）

【基礎控除額（改正された範囲）】

基礎控除額		改正前	
改正後 ^(注1)			
合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	令和7・8年分	令和9年分以後	48万円
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

令和7年税制改正による所得税の 基礎控除の見直し等について

税制改正により、所得税の「基礎控除」「給与所得控除」の見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。令和7年分の年末調整や確定申告に適用されます。